

流域連携WEB会議（仮称）について

流域連携WEB会議（仮称）について

- 平成30年西日本豪雨、令和元年東日本台風等により、近年、大規模な災害が頻発。
- 大規模な災害が発生するおそれがある場合には、関係機関が情報を共有し、早期に災害に備えることが重要。
- また、住民等に対して大規模な災害が差し迫っていることを伝えることも重要。
- 従前より、気象庁と国土交通省では、災害の発生するおそれがある場合等には、記者会見等にて台風情報や水害への備えについて情報発信しているが、避難勧告等を発令する市長・町長等と、大規模な災害発生の危機感を共有することが重要。



大規模な災害が発生するおそれがある場合等に、
流域連携WEB会議（仮称）を開催し、
関係機関間で災害への備え・危機意識を共有してはどうか

流域連携WEB会議（仮称）：大規模災害のおそれがある場合等に緊急的に国（国土交通省、気象庁）、県、市町で開催する減災対策協議会

期待する効果（例）

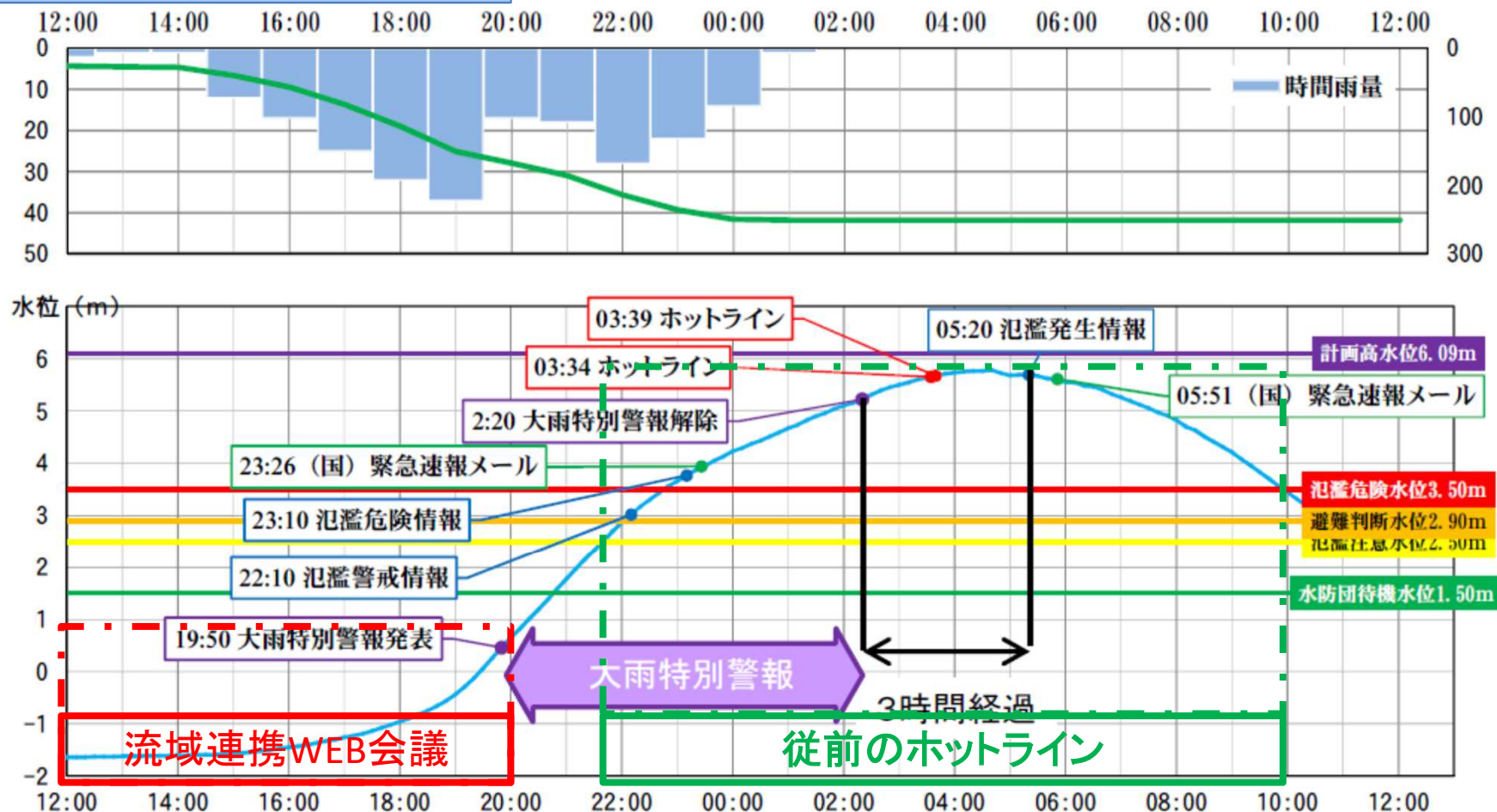
- WEBの活用により資料を用いた迅速な情報共有、内容の高度化
- 防災気象情報と水位情報等を市町と一元的に共有
- 緊急的な会議開催情報による住民等の避難の実効性の向上 等

流域連携WEB会議（仮称）の運用について（案）

- 災害発生のおそれが高まった段階や災害発生の際には、指定河川洪水予報の発表や避難勧告等の発令等の災害対応を各機関が実施。
（※既存の首長等へのホットラインは、従前どおり氾濫危険水位到達時等に実施）
- 流域連携WEB会議は、これらの本格的な災害対応に至る前の段階で、大規模な災害発生のおそれがある場合等に開催（タイムラインの-8h~-120h相当）。

令和元年台風第19号時のイメージ

久慈川の状況（雨量：大子雨量観測所・水位：富岡水位観測所）



流域連携WEB会議（仮称）の開催タイミングと内容について（案）

対象とする災害・タイミング

- 大規模な災害発生（水害・土砂災害）のおそれがある場合等
（例）大阪管区気象台と近畿地方整備局が共同の記者会見を実施した場合

<共同会見実施の目安※>

- (1) ケースA（大阪管区気象台発議を想定）

ア過去に同地域に大きな災害をもたらした時と同程度の大雨※1が予想される場合

イ大雨特別警報が発表された場合

ウ重大な交通障害を伴う大雪が予想※2される場合

注：大型連休・盆・年末年始等では社会的な影響が平時より大きくなることを考慮する

※1「50年に一度の値（48時間）」の出現が予想される場合

※2 気象台による雪への「一層の警戒の呼びかけ」が予想される場合

- (2) ケースB（近畿地方整備局発議を想定）

ア河川の氾濫により大規模な浸水が予想される場合

イ大雪による自然災害により、大規模な交通規制を実施することが予想される場合

- (3) ケースC

アその他、両者協議の上必要と認められる場合

※近畿地方メディア連携協議会 第2回協議会（令和2年2月26日開催）の資料

- ただし、構成員市町において避難準備・高齢者避難、避難勧告、避難指示（緊急）を発令している場合を除く。

会議で共有する内容例

- 避難勧告に着目したタイムラインの内容等を再確認
- 関係機関からの情報
 - 【気象台】降雨予測や台風情報等の気象情報（記者会見や説明会等の内容）
 - 【河川管理者】過去に発生した類似の水害の紹介による注意喚起
 - 【ダム管理者】事前放流の状況や貯水位等のダムの操作状況
 - 【地方自治体】指定緊急避難場所の開設状況（開設の有無等） 等

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、加古川沿川の 避難勧告の発令等に着目したタイムライン(防災行動計画)

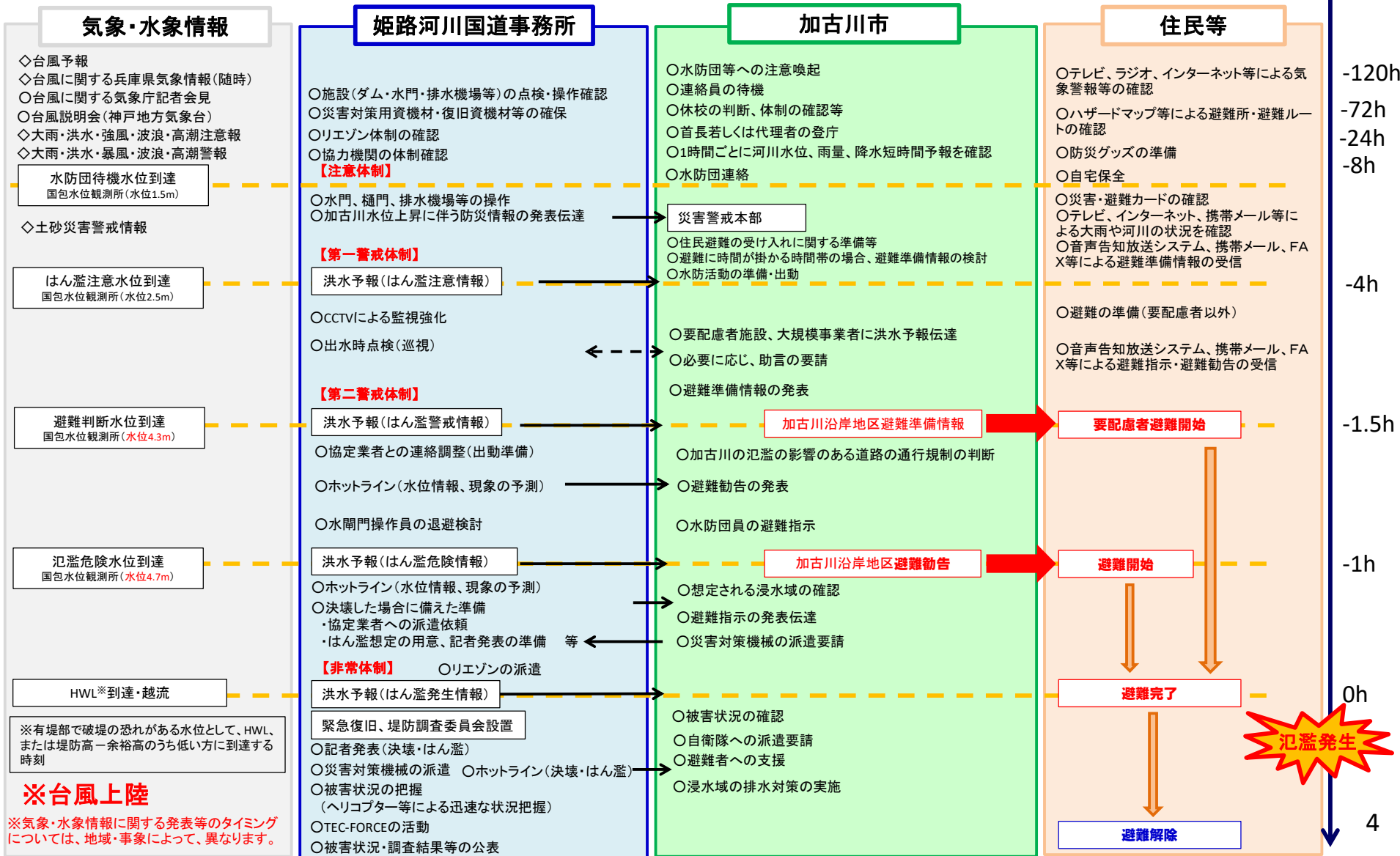
【加古川市】姫路河川国道事務所

※本タイムラインは加古川下流洪水予報区間の加古川市の区間(河口~15.8k付近)を対象としています。

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。

※タイムライン検討にあたっての前提条件

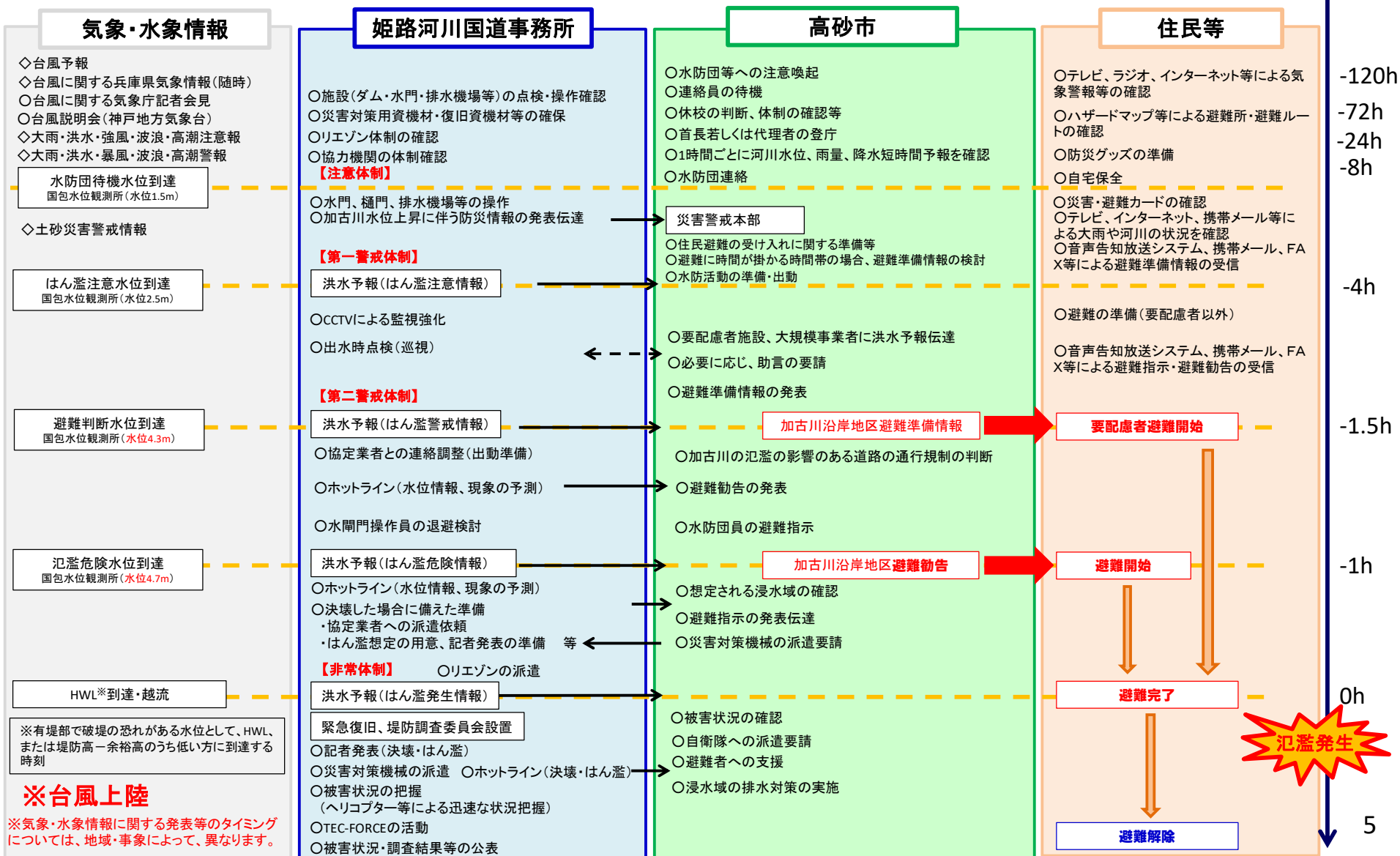
- ▽タイムライン設定にあたっての対象洪水について: 河川整備基本方針で対象としている計画波形のS37.6 台風 号型洪水(国包地点:1/150)を用いています。
- ▽タイムライン設定にあたっての氾濫発生時刻(=0)について: 有堤部で破堤の恐れがある時刻 (HWLまたは堤防高-余裕高のうち低い方に到達する時刻)のことで。
- ▽危険水位設定時のリードタイム設定(水位上昇速度等)にあたっての対象洪水について: 危険水位・避難判断水位以上となった既往洪水を用いて設定しています。



台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)

加古川水系加古川【高砂市】姫路河川国道事務所

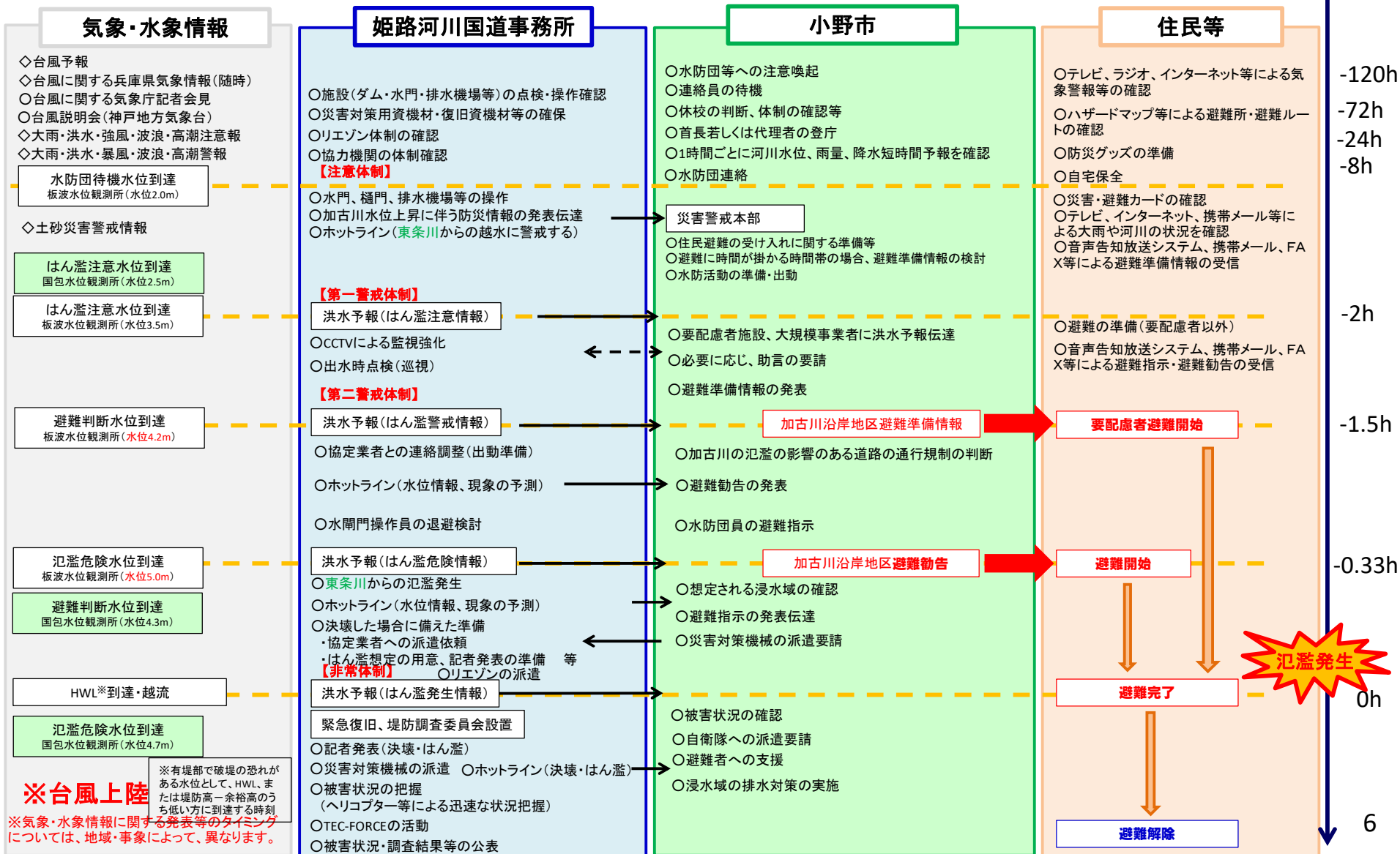
※本タイムラインは加古川下流洪水予報区間の高砂市の区間(河口~4.8km付近)を対象としています。
 ※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。
 ※タイムライン検討にあたっての前提条件
 ▽タイムライン設定にあたっての対象洪水について: 河川整備基本方針で対象としている計画波形のS37.6(1/150)を用いています。
 ▽タイムライン設定にあたっての氾濫発生時刻(=0)について: 有堤部で破堤の恐れがある時刻(HWLまたは堤防高一余裕高のうち低い方に到達する時刻)のことであり、
 ▽危険水位設定時のリードタイム設定(水位上昇速度等)にあたっての対象洪水について: 危険水位・避難判断水位以上となった既往洪水を用いて設定しています。



台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)

加古川水系加古川【小野市】姫路河川国道事務所

※本タイムラインは加古川上流洪水予報区間の小野市への影響区間(15.8k~29.8k付近)を対象としています。
 ※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。
 ※タイムライン検討にあたっての前提条件
 ▽タイムライン設定にあたっての対象洪水について: 河川整備基本方針で対象としている計画波形のS37.6(1/150)を用いています。
 ▽タイムライン設定にあたっての氾濫発生時刻(=0)について: 有堤部で破堤の恐れがある時刻(HWLまたは堤防高一余裕高のうち低い方に到達する時刻)のことであり、
 ▽危険水位設定時のリードタイム設定(水位上昇速度等)にあたっての対象洪水について: 危険水位・避難判断水位以上となった既往洪水を用いて設定しています。



台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の
避難勧告の発令等に着目した**タイムライン**(防災行動計画)

加古川水系加古川【加東市】姫路河川国道事務所

※本タイムラインは加古川上流洪水予報区間の加東市への影響区間(25.4k~36.2k付近)を対象としています。
※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)(内閣府:平成26年4月)を参考に作成。また、都道府県からの情報もあるが、割愛している。
※タイムライン検討にあたっての前提条件

▽タイムライン設定にあたっての対象洪水について: 河川整備基本方針で対象としている計画波形のS37.6(1/150)を用いています。
▽タイムライン設定にあたっての氾濫発生時刻(=0)について: 有堤部で破堤の恐れがある時刻(HWLまたは堤防高一余裕高のうち低い方に到達する時刻)のことであり、
▽危険水位設定時のリードタイム設定(水位上昇速度等)にあたっての対象洪水について: 危険水位・避難判断水位以上となった既往洪水を用いて設定しています。

